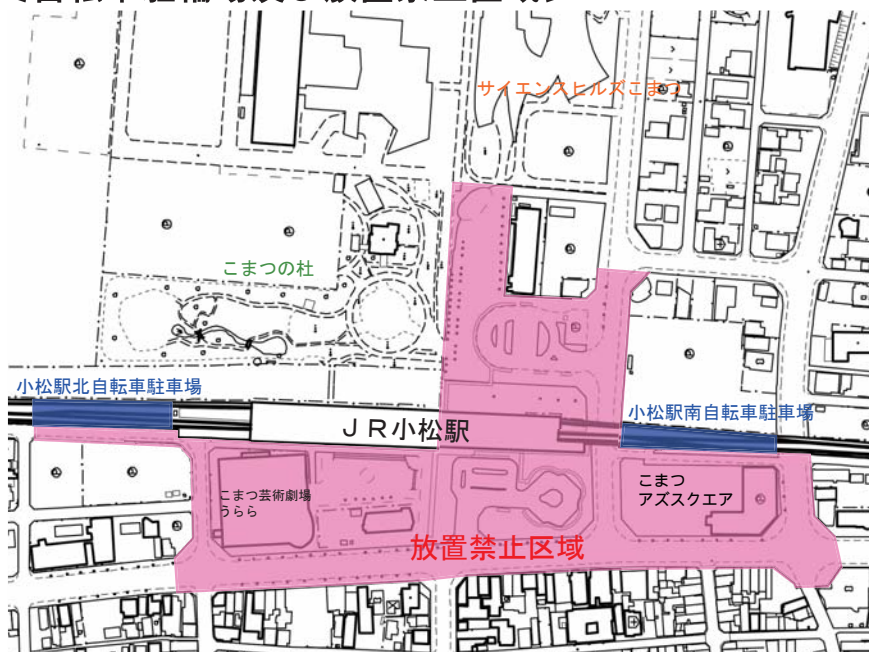


自転車の放置は やめましょう！

- ① 自転車等は決められた場所に駐車してください。
- ② **放置禁止区域**で自転車等が放置されていると**即日撤去**の対象となります。
- ③ **自転車駐輪場**に駐車している場合であっても、**1週間以上放置**されていた場合は**撤去**の対象となります。
- ④ いったん撤去された自転車等の返還手続きの際には、下記の**返還手数料**が必要となります。

自転車：1,000 円 原動機付自転車：2,000 円

〔自転車駐輪場及び放置禁止区域〕



【放置自転車に関する問い合わせ先】

こまつもしもしセンター（コールセンター） 0761-20-0404
小松市都市創造部まちデザイン課 0761-24-8099